

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

磯部工業 株式会社
三重県伊勢市小俣町新村331

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年3月23日～令和4年4月22日（1ヵ月）
東海区域（岐阜県、愛知県、三重県）

3 指名停止理由

磯部工業 株式会社は、下請負人との請負契約において変更契約書を適切に作成しなかったのは、建設業法第19条第2項に違反し、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和4年2月8日、三重県知事より監督処分（指示処分）を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件 別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内